

# 市第129号議案 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正

## 1 趣旨

土壤汚染対策法の一部改正により規制対象の拡大及び新たな手続等が規定され、平成31年4月1日に施行されることから、法との整合を図るため、条例の一部改正を行います。

## 2 改正の主な概要

### (1) 法で規制対象の範囲が拡大されたことに伴い条例から除外する改正

- ア 掘削時の届出対象となる土地が新たに法で規定されたため、これまで条例で規定していた届出対象から当該部分を除外。【第65条第1項】
- イ 指定が解除された区域の台帳作成が法で規定されたため、これまで条例で規定していた台帳作成の対象から当該部分を除外。【第68条の3】

### (2) 法で新たに認められた汚染土壤の埋立て等の規定に伴う改正

一定の要件を満たした区域の間での汚染土壤の埋立て等及び管理票による管理について法で規定されたため、同様に条例で規定。【第62条の3、第69条の3、第69条の5】

### (3) 法で新たに手続等が規定されたことに伴う改正

- ア 土地の掘削時の届出に併せて土壤調査結果の提出ができることが法で規定されたため、同様に条例で規定。【第65条第2項】  
また、土地の掘削時の届出に併せて調査結果の提出があった場合は、調査命令の対象から除外することが法で規定されたため、同様に条例で規定。【第65条第3項】
- イ 汚染の除去等の措置が必要な区域について、措置実施前に汚染除去等計画を提出することが法で規定されたため、同様に条例で規定。【第66条の2】

### (4) その他

- ア 上記(2)、(3)に関して法で新たに罰則が規定されたため、同様に条例で規定。
- イ 法改正に伴う字句の修正

## 3 施行期日

平成31年4月1日

図1 法で新たに認められた汚染土壤の埋立て等の規定に伴う改正の内容

